

食安監発第 0818006 号
平成 20 年 8 月 18 日

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

アジサイの喫食による食中毒について

先般、飲食店で料理の飾り用として提供されたアジサイの葉を喫食したことによる食中毒事例が発生しました（別添参照）。

本事案では、飲食店施設等に植えられているアジサイの葉を採取し提供していましたが、アジサイの葉、花等の有毒植物が料理の飾り用として市場に流通していることが確認されています。

つきましては、食中毒予防の観点から、飲食店及び消費者に対し、これらの有毒植物を食品と共に提供又は喫食しないよう注意喚起を行うとともに、市場流通品を確認した場合には、販売者等に対し、食品又は料理の飾り用としての販売をしないよう指導方よろしくをお願いします。

なお、現時点では、アジサイに青酸配糖体が含有されているとの知見が十分でないことから「アジサイの喫食による青酸食中毒について」（平成 20 年 7 月 1 日付け食安監発第 0701001 号）は廃止します。

(別添)

アジサイの喫食による食中毒事例

【事例 1】

平成 20 年 6 月 13 日、茨城県つくば市内の飲食店で、料理に添えられた装飾用の「アジサイの葉」(注1)を喫食した 1 グループ 8 名が、会食 30 分後から嘔吐、吐き気、めまい等の症状を呈した。

【事例 2】

平成 20 年 6 月 26 日、大阪市内の飲食店で、料理に添えられた装飾用の「アジサイの葉」(注2)を喫食した 1 名が、喫食 40 分後から嘔吐、顔面紅潮等の症状を呈した。

(注 1) 飲食店の施設内で採取されたもの。

(注 2) 従業員が採取し持ち込んだもの。

(参考) 料理の飾り用アジサイの市場流通品 (例)



※その他、スイセンの流通実態がある。